

項目	会期・時期	No.	ご指摘・ご意見
料金体系について	令和6年度 第1回 (R7.3.3)	1	箕面市の給水原価(R5決算)は159円だが、1㎡当たり159円の水道料金を負担しているのは1ヵ月当たりの使用水量が33㎡/月を上回る使用者である。しかし箕面市の水道使用者の水量分布では30㎡以下が約9割を占めており、残りの約1割の大口使用者の負担により経営が保たれている状態である。大口使用者に依存する状態から脱するしなければ、安心・安全な水道事業の維持が難しくなる。
		2	箕面市の基本料金は686円/月であるが、府下においても、他の都道府県の自治体においても、非常に安い料金設定で、かつ、8㎡まで基本水量が付与されている。日本水道協会が定める「水道料金算定要領」によると、基本料金の中に基本水量を付与しないよう設定することとされている。
		3	大口使用者や大工場を所有している企業などの大口径の使用者については、小口径の使用者に比べ、更新や維持に要するコストが多くかかるにもかかわらず、基本料金を同じ金額に設定していることは、公平性に問題があるのではないか。
		4	近隣市でも水道料金を値上げしており、料金収入を確保して、管の更新、耐震化などをしっかり行うことが市民サービスではないか。
	令和5年度 第1回 (R6.3.28)	1	箕面市の水道料金において、1ヵ月20～30㎡の使用水量では府内でも上位であるが、基本料金については、府内でも安く設定されている。
		2	料金体系の見直しを料金値上げと同じタイミングで行うと使用水量の少ないかたに影響が大きく出てしまい、料金変更が難しくなるケースが他市の事例で見受けられる。市は将来的なことを見据えながら、検討してほしい。
		3	高齢者が増え、子どもが少なくなっている。水量が減少しつつあるのではと思う。これから水道料金を考える際には、一般家庭全体のことを考えながら設定してほしい。
大阪広域水道企業団との統合検討について	令和6年度 第1回 (R7.3.3)	1	箕面市の単独経営の場合、料金改定にあたっては、市長の判断や市議会の議決を経て決定されるが、企業団に統合した場合も市民の理解を得られる仕組みが保たれるのか気がかりである。
		2	企業団に統合後、大雑把になったり、小さなローカルなことが無視されるようなことになると困る。小回りの利いた調整や改善、災害対応がきちんと機能できるような形でないといけない。